

議案第 27 号

大野市学校通学用自動車運行管理規程の一部改正について

大野市学校通学用自動車運行管理規程の一部を改正したいので、教育委員会の承認を求める。

令和 3 年 3 月 23 日提出

大野市教育委員会
教育長 久保俊岳

提案理由

大野市下庄小学校スクールバスを運行するため

大野市教育委員会訓令第 号

庁中一般

各出先機関

大野市学校通学用自動車運行管理規程（平成17年教育委員会訓令第4号）の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日

大野市教育委員会

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(運行及び利用)</p> <p>第2条 スクールバスを運行する大野市立小中学校（以下「小中学校」という。）は、次のとおりとする。</p> <p><u>(1) 大野市下庄小学校</u></p> <p><u>(2) 大野市阪谷小学校</u></p> <p><u>(3) 大野市富田小学校</u></p> <p><u>(4) 大野市開成中学校</u></p> <p><u>(5) 大野市尚徳中学校</u></p>	<p>(運行及び利用)</p> <p>第2条 スクールバスを運行する大野市立小中学校（以下「小中学校」という。）は、次のとおりとする。</p> <p><u>(1) 大野市阪谷小学校</u></p> <p><u>(2) 大野市富田小学校</u></p> <p><u>(3) 大野市開成中学校</u></p> <p><u>(4) 大野市尚徳中学校</u></p>

別表阪谷小学校の項の前に次のように加える。

下庄小学校		国道476号～市道花 山下丁中丁線～国道1 58号～市道大門花山 線～県道皿谷大野線～ 国道158号	大門 尾永見 坂戸 花山 下丁 中丁 上 丁 犬山
-------	--	--	---------------------------------

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。